

工事請負契約書

注文者 _____ と請負者 東京ガスエネットワーク株式会社 とは、次の条項と以下の工事請負契約約款に基づき、工事について、請負契約を締結します。

1. 工事件名 _____
2. 工事場所 _____
3. 工期 着工予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
完成予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 引渡の時期 完成後、「お引渡確認書」発行時
5. 請負代金額 工事金額 _____ 円 (税抜き)
消費税 _____ 円
合計 _____ 円 (税込み)

6. 工事内訳

工事項目	摘要(仕様)	数量	単価	金額
廃棄物処理費				
				工事金額(税抜き)

■請負条件 工事用の電気・水道・ガスについては、お客さま宅のものを使用させていただきます。また、本工事は見えない部分等の状況により施工内容、並びに工事金額に予測できない変更が生じる場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

■添付書類 工事内容を補足するため次の種類を添付します。
(工事請負契約約款は必ず添付する。その他、添付する資料に○印を付ける)

○工事請負契約約款

- ・ お打合せシート
- ・ お見積書
- ・ 仕上げ表
- ・ 計画図面
- ・ 機器表
- ・ 工程表
- ・ カタログ (1. _____) (2. _____)
- ・ その他 (1. _____) (2. _____)

7. 支払方法

(1) 現金払い

前払金 金 _____ 円 (税込み) (契約締結時)

部分払 金 _____ 円 (税込み) (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日)

竣工払 金 _____ 円 (税込み) (引渡時)

(2) TGクレジット Living・ローン 金 _____ 円 (税込み) (立替払金は請負者が受領し、請負代金に充当します。)

本契約成立の証として本書2通を作成し、各自1通を保有するものとします。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

注文者 住所 _____
氏名 _____

請負者 住所 _____
氏名 _____

藤沢市藤沢1096-4
東京ガスエネットワーク株式会社

代表取締役 小菅 政義

工 事 請 負 契 約 約 款

(総 則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、お打合せシート等に基づいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

(着 工)

第2条 請負者は、建築確認等の許認可手続きを要する場合は当該許認可後に、TGクレジットLiving・ローンの適用を受ける場合は同Living・ローン契約締結後に、その他工事の着工に必要な諸手続きを要する場合は当該手続完了後に、工事を着工する。

2 前項の場合において、通常予想される日数を超える日数が必要となった場合には、請負者は、注文者に対して、その理由を記載した書面を交付し、注文者と協議の上、着工予定日および完成予定日を変更することができる。

(注文者による施工立会)

第3条 請負者は、注文者が完成後外から見ることでできない部分を施工する場合において、その旨の連絡をし、注文者は、施工に立ち会うものとする。ただし、注文者が立ち会わない旨を請負者に申出た場合、または、請負者からの連絡に対して当該部分の施工日までに別段の意思を表示することなく施工に立ち会わなかった場合には、完成後、当該部分について何ら申出をすることができない。

(打合せどおりの工事が困難な場合)

第4条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議の上これを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第5条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることはできない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第6条 注文者および請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡すること、または継承させることはできない。

2 注文者および請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済みの工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認)

第7条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、確認後、請負者は注文者に「お引渡確認書」を発行する。

2 前項の確認の際に目的物に未完了の部分や不具合が発見された場合には、請負者は注文者と協議の上、遅滞なく追加工事・補修・改造等、適宜の措置を講じるものとする。これらの措置が終了したときは、注文者と請負者は前項に従い、目的物の確認と「お引渡確認書」の発行を行なう。

(引 渡)

第8条 契約の目的物の引渡は、請負者から注文者に「お引渡確認書」が発行されたときとする。

(代金の支払)

第9条 注文者は契約書記載の期日までに請負者が指定する方法にて請負代金を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第10条 契約の目的物の所有権は、注文者が請負代金の全額の支払をなしたときに請負者から注文者に移転する。

(支給材料・貸与品)

第11条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者が協議の上決定する。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検取するものとし、不良品については注文者に対して交換を求めることができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

第12条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものを除き、注文者がこれを負担する。

(不可抗力による損害)

第13条 天災その他自然的または人為的な事象であつて、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工所用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建築工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

4 前3項の規定にかかわらず、引渡後に不可抗力によって契約の目的物に生じた損害については、注文者がこれを負担する。

(瑕疵担保責任)

第14条 請負者は注文者に対し、契約の目的物について、引渡の日から1年間の瑕疵担保責任を負う。ここで瑕疵とは、引渡時点で、通常有しているはずの性能・品質がかけている場合をいう。ただし、次の各号の一に該当する場合には、請負者は瑕疵担保責任を負わない。

① 地震・風水害・異常気象等の自然現象が原因である場合

② 公害、その他第三者の故意または過失が原因である場合

③ 注文者が本契約締結時には知らなかった工事場所の構造・地盤・地質・周辺環境等が原因である場合

④ 不注意・不適切な目的物の管理・使用が原因である場合

⑤ 磨耗・汚れ・褪色・変色・ちぢみ等の材料の自然特性または経年変化が原因であつて、引渡時点において通常有している性能・品質を欠いていたとはいえない場合

⑥ 工事の目的物の性質・構造等に本来的に付随する現象であつて、通常使用する上では支障がないと認められる場合

⑦ 注文者の支給材料・支給機器・貸与品が原因である場合

⑧ その他引渡後の行為(増改築等)が原因である場合

(工事の変更・工期の変更)

第15条 注文者は、必要によって工事の追加または変更をすることができる。

2 前項により、代金の変更または工期の変更が必要な場合には、注文者と請負者が協議をしこれを定める。また、かかる追加・変更により請負者に損害が生じる場合は、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。

3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示し、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議の上決定する。

(工事の中止)

第16条 注文者は、次の各号の一にあたる場合には工事の中止をさせることができる。

① 請負者が正当な理由なく着工すべき日までに工事に着工しない場合

② 請負者が正当な理由なく完成予定日までに工事を完了する見込みがない場合

③ 請負者がこの契約に違反し、速やかに違反状態を是正しない場合

④ 請負者が差押、仮差押、仮処分等を受け、または請負者について破産等の申し立てがあつた場合

⑤ この契約において協議すべき事項について、誠実に協議をしたにもかかわらずこれが整わなかつた場合

2 前項の規定にかかわらず、注文者は請負者に代金の全額および請負者に発生する損害の全額を支払うことにより、いつでも工事を中止させることができる。

3 請負者は、次の各号の一にあたる場合には工事の中止をすることができる。

① 注文者が代金の全部または一部の支払をしない場合

② 注文者がこの契約に違反し、速やかに違反状態を是正しない場合

- ③ 注文者が差押、仮差押、仮処分等を受け、または注文者について破産等の申し立てがあった場合
- ④ 前号のほか、注文者が代金を支払うことが困難であると合理的に認められる事情がある場合（ただし、注文者が十分な資力があることを証明した場合、または相応の担保の提供をした場合を除く）
- ⑤ この契約において協議すべき事項について、誠実に協議をしたにもかかわらずこれが整わなかった場合

(解除)

第17条 注文者は、前条第1項の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合に、注文者に損害が発生している場合には、注文者は請負者に対し損害の賠償を求めることができる。

2 請負者は、前条第3項の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合に、請負者に損害が発生している場合には、請負者は注文者に対し損害の賠償を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第5号および前条第3項第5号により解除をする場合には、もっぱら相手方の責に帰すべき事由による場合を除き、相手方に対し損害賠償を求めることはできない。

4 前3項の規定にかかわらず、注文者および請負者は、次の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、この場合には、相手方に対し損害賠償の請求をすることはできない。

- ① この契約において協議すべき事項につき1ヶ月以上協議が整わない場合
- ② 建築確認等の必要な許認可を受けることができなかった場合
- ③ ローン契約を締結できなかった場合

(遅延損害金)

第18条 請負者の責に帰する理由により、契約期間内に契約の工事が完了しないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数1日につき、支払い遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第19条 この契約について紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて注文者と請負者が誠意を持って協議の上定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生じるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様（注文者）がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でお申込みまたはご契約を行った場合等。

② 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合。

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

イ) 既に商品の引渡しが行われているときは、その商品の引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) 既に役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

この契約を通じて請負者が取得した注文者の個人情報（氏名、住所、電話番号等）は、この契約の目的であるリフォーム工事または請負人の行うイベントや新商品等のご案内にのみ利用させていただき、その他の目的には利用いたしません。

工 事 請 負 契 約 約 款

(総 則)

第1条 注文者と請負者は、日本国の法を遵守し、互いに協力し、信義を守り、誠実にこの契約を履行する。

2 この契約書および、添付の御見積書、仕上げ表、お打合せシート等に基づいて、請負者は工事を完成し、注文者と請負者は契約の目的物を確認するものとし、注文者は、その請負代金の支払を完了する。

(着 工)

第2条 請負者は、建築確認等の許認可手続きを要する場合は当該許認可後に、TGクレジットLiving・ローンの適用を受ける場合は同Living・ローン契約締結後に、その他工事の着工に必要な諸手続きを要する場合は当該手続完了後に、工事を着工する。

2 前項の場合において、通常予想される日数を超える日数が必要となった場合には、請負者は、注文者に対して、その理由を記載した書面を交付し、注文者と協議の上、着工予定日および完成予定日を変更することができる。

(注文者による施工立会)

第3条 請負者は、注文者が完成後外から見ることでできない部分を施工する場合において、その旨の連絡をし、注文者は、施工に立ち会うものとする。ただし、注文者が立ち会わない旨を請負者に申出た場合、または、請負者からの連絡に対して当該部分の施工日までに別段の意思を表示することなく施工に立ち会わなかった場合には、完成後、当該部分について何ら申出をすることができない。

(打合せどおりの工事が困難な場合)

第4条 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せどおりの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。

2 前項において、工期、請負代金を変更する必要があるときは、注文者と請負者が協議の上これを定める。

(一括下請負・一括委任の禁止)

第5条 あらかじめ注文者の書面による承諾を得た場合を除き、請負者は請負者の責任において、工事の全部または大部分を、一括して請負者の指定する者に委任または請負わせることはできない。

(権利・義務などの譲渡の禁止)

第6条 注文者および請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、この契約から生ずる権利または義務を、第三者に譲渡すること、または継承させることはできない。

2 注文者および請負者は、相手方からの書面による承諾を得なければ、契約の目的物、検査済みの工事材料（製造工場などにある製品を含む）・建築設備の機器を第三者に譲渡すること、もしくは貸与すること、または抵当権その他の担保の目的に供することはできない。

(完了確認)

第7条 工事を終了したときは、注文者と請負者は両者立会いのもと契約の目的物を確認し、確認後、請負者は注文者に「お引渡確認書」を発行する。

2 前項の確認の際に目的物に未完了の部分や不具合が発見された場合には、請負者は注文者と協議の上、遅滞なく追加工事・補修・改造等、適宜の措置を講じるものとする。これらの措置が終了したときは、注文者と請負者は前項に従い、目的物の確認と「お引渡確認書」の発行を行なう。

(引 渡)

第8条 契約の目的物の引渡は、請負者から注文者に「お引渡確認書」が発行されたときとする。

(代金の支払)

第9条 注文者は契約書記載の期日までに請負者が指定する方法にて請負代金を支払わなければならない。

(所有権の移転)

第10条 契約の目的物の所有権は、注文者が請負代金の全額の支払をなしたときに請負者から注文者に移転する。

(支給材料・貸与品)

第11条 注文者よりの支給材料または貸与品のある場合には、その受渡期日および受渡場所は注文者と請負者が協議の上決定する。

2 請負者は、支給材料または貸与品の受領後すみやかに検取するものとし、不良品については注文者に対して交換を求めることができる。

3 請負者は支給材料または貸与品を善良な管理者として使用または保管する。

(第三者への損害および第三者との紛議)

第12条 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理解決にあたる。

2 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものを除き、注文者がこれを負担する。

(不可抗力による損害)

第13条 天災その他自然的または人為的な事象であつて、注文者・請負者いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という)によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料・建築設備の機器(有償支給材料を含む)または工所用機器について損害が生じたときは、請負者は、事実発生後速やかにその状況を注文者に通知する。

2 前項の損害について、注文者・請負者が協議して重大なものと認め、かつ、請負者が善良な管理者としての注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担する。

3 火災保険・建築工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を前項の注文者の負担額から控除する。

4 前3項の規定にかかわらず、引渡後に不可抗力によって契約の目的物に生じた損害については、注文者がこれを負担する。

(瑕疵担保責任)

第14条 請負者は注文者に対し、契約の目的物について、引渡の日から1年間の瑕疵担保責任を負う。ここで瑕疵とは、引渡時点で、通常有しているはずの性能・品質がかけている場合をいう。ただし、次の各号の一に該当する場合には、請負者は瑕疵担保責任を負わない。

① 地震・風水害・異常気象等の自然現象が原因である場合

② 公害、その他第三者の故意または過失が原因である場合

③ 注文者が本契約締結時には知らなかった工事場所の構造・地盤・地質・周辺環境等が原因である場合

④ 不注意・不適切な目的物の管理・使用が原因である場合

⑤ 磨耗・汚れ・褪色・変色・ちぢみ等の材料の自然特性または経年変化が原因であつて、引渡時点において通常有している性能・品質を欠いていたとはいえない場合

⑥ 工事の目的物の性質・構造等に本来的に付随する現象であつて、通常使用する上では支障がないと認められる場合

⑦ 注文者の支給材料・支給機器・貸与品が原因である場合

⑧ その他引渡後の行為(増改築等)が原因である場合

(工事の変更・工期の変更)

第15条 注文者は、必要によって工事の追加または変更をすることができる。

2 前項により、代金の変更または工期の変更が必要な場合には、注文者と請負者が協議をしこれを定める。また、かかる追加・変更により請負者に損害が生じる場合は、請負者は注文者に対してその補償を求めることができる。

3 請負者は、不可抗力その他正当な理由があるときは、注文者に対してその理由を明示し、工期の延長を求めることができる。延長日数は、注文者と請負者が協議の上決定する。

(工事の中止)

第16条 注文者は、次の各号の一にあたる場合には工事の中止をさせることができる。

① 請負者が正当な理由なく着工すべき日までに工事に着工しない場合

② 請負者が正当な理由なく完成予定日までに工事を完了する見込みがない場合

③ 請負者がこの契約に違反し、速やかに違反状態を是正しない場合

④ 請負者が差押、仮差押、仮処分等を受け、または請負者について破産等の申し立てがあつた場合

⑤ この契約において協議すべき事項について、誠実に協議をしたにもかかわらずこれが整わなかつた場合

2 前項の規定にかかわらず、注文者は請負者に代金の全額および請負者に発生する損害の全額を支払うことにより、いつでも工事を中止させることができる。

3 請負者は、次の各号の一にあたる場合には工事の中止をすることができる。

① 注文者が代金の全部または一部の支払をしない場合

② 注文者がこの契約に違反し、速やかに違反状態を是正しない場合

- ③ 注文者が差押、仮差押、仮処分等を受け、または注文者について破産等の申し立てがあった場合
- ④ 前号のほか、注文者が代金を支払うことが困難であると合理的に認められる事情がある場合（ただし、注文者が十分な資力があることを証明した場合、または相応の担保の提供をした場合を除く）
- ⑤ この契約において協議すべき事項について、誠実に協議をしたにもかかわらずこれが整わなかった場合

(解除)

第17条 注文者は、前条第1項の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合に、注文者に損害が発生している場合には、注文者は請負者に対し損害の賠償を求めることができる。

2 請負者は、前条第3項の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合に、請負者に損害が発生している場合には、請負者は注文者に対し損害の賠償を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第1項第5号および前条第3項第5号により解除をする場合には、もっぱら相手方の責に帰すべき事由による場合を除き、相手方に対し損害賠償を求めることはできない。

4 前3項の規定にかかわらず、注文者および請負者は、次の各号に該当する事由が生じた場合には、何ら催告することなく、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、この場合には、相手方に対し損害賠償の請求をすることはできない。

- ① この契約において協議すべき事項につき1ヶ月以上協議が整わない場合
- ② 建築確認等の必要な許認可を受けることができなかった場合
- ③ ローン契約を締結できなかった場合

(遅延損害金)

第18条 請負者の責に帰する理由により、契約期間内に契約の工事が完了しないときは、注文者は遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

2 注文者が請負代金の支払いを完了しないときは、請負者は遅滞日数1日につき、支払い遅滞額に年14.6%の割合を乗じた額の違約金を請求することができる。

(紛争の解決)

第19条 この契約について紛争が生じたときは、本物件の所在地の裁判所を第一審裁判所とし、または裁判外の紛争処理機関によって、その解決を図るものとする。

(補則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて注文者と請負者が誠意を持って協議の上定める。

(特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書)

ご契約いただきますリフォーム工事またはインテリア商品等販売が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。

① 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（注文者）は文書をもって工事請負契約の解除（クーリングオフと呼びます）ができ、その効力は解除する旨の文書を発したときに生じるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。

※お客様（注文者）がリフォーム工事建物やインテリア商品等を営業用に利用する場合や、お客様（注文者）からのご請求によりご自宅でお申込みまたはご契約を行った場合等。

② 上記期間内に契約の解除（クーリングオフ）があった場合。

ア) 請負者は契約の解除に伴う損害賠償または違約金支払を請求することはありません。

イ) 既に商品の引渡しが行われているときは、その商品の引取りに要する費用は請負者の負担とします。

ウ) 契約解除のお申し出の際に既に受領した金員がある場合は、すみやかにその全額を無利息にて返還いたします。

エ) 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様（注文者）は無料で元の状態にもどすよう請求することができます。

オ) 既に役務が提供されたときにおいても、請負者は、お客様（注文者）に提供した役務の対価、その他の金銭の支払を請求することはありません。

③ 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者が不実のことを告げたことによりお客様（注文者）が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。

この契約を通じて請負者が取得した注文者の個人情報（氏名、住所、電話番号等）は、この契約の目的であるリフォーム工事または請負人の行うイベントや新商品等のご案内にのみ利用させていただき、その他の目的には利用いたしません。